

## 役員に関する規定

(定年)

第1条 定款第11条に定める役員（非常勤役員を除く）の在任は、満65歳（専務理事は満68歳）に達した日の属する任期が満了するまでとし、以後再任はしない。

ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

(報酬)

第2条 定款第11条に定める役員は無報酬とする。

ただし、職員である役員については、職員給与規定により賃金を支給する。

(退職金)

第3条 定款第11条に定める役員には退職金を支給しない。

ただし、職員である役員については、職員退職金規定により退職金を支給する。

## 附 則

- 1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。